

## 東浦町地域総合整備資金貸付要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、東浦町（以下「町」という。）が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、財団法人地域総合整備事業団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

### 第2章 貸付条件等

#### (貸付対象費用)

第2条 貸付の対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。）

#### (貸付対象事業)

第3条 貸付対象となる事業は、町が策定した地域振興民間能力活用事業計画（様式第1）に位置づけられた民間事業者等による事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 貸付対象事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- (3) 貸付対象事業の設備投資の総額（用地取得費を除く。）が2,500万円以上のもの
- (4) 用地取得等の契約後5年以内に貸付対象事業の営業が開始されるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設を整備する事業は原則として貸付対象から除外する。

- (1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

#### (貸付対象者)

第4条 貸付対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

#### (貸付額)

第5条 貸付対象事業1件当たりの貸付額は、概ね500万円以上とし、6億円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該対象事業が複数の施設を一体的かつ複合的に整備するものである場合には、1件当

たりの貸付額は9億円を限度とする。

- 2 貸付対象事業1件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用に係る借入の総額（ただし、用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取得に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の20パーセントを限度とする。
- 3 貸付対象事業1件当たりの第2条2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては50パーセント）未満とする。
- 4 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき締結した定住自立圏形成協定又は同要綱に基づき策定した定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「6億円」とあるのは「9.3億円」と、「9億円」とあるのは「14億円」とし、第2項中「20パーセント」とあるのは「25パーセント」とする。
- 5 1件あたりの貸付額は、500万円未満を切り捨てるものとする。

（貸付利率）

第6条 貸付利率は、無利子とする。

（貸付対象期間）

第7条 貸付対象期間は4年以内とする。

（償還期間等）

第8条 貸付金の償還期間は、15年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

（償還方法等）

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は、合計して最終償還期日に償還するものとする。

（債権の保全等）

第10条 町長は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

（貸付けの方法）

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

（遅延利息）

第12条 町長は、地域総合整備資金の貸付けを受けた者（以下「借入人」という。）が貸付けの償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じて得た金額の遅延利息を徴収するものとする。

（繰上償還）

第13条 町長は、次の各号の一に該当するときは、当該借入人に対し、償還期日前に貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 借入人が町の策定した地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。
- (2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
- (4) 借入人が貸付対象事業に係る協調融資金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
- (5) 借入人が支払を停止したとき、又は借入人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (6) 借入人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
- (8) 借入人がその他正当な事由なく地域総合整備資金の貸付けに係る条件に違反したとき、又は義務の履行を怠ったとき。
- (9) 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき、又は競売の申立てがあったとき。
- (10) 借入人が解散したとき。
- (11) 保証人が第5号、第6号、第8号、第9号又は第10号に定める事由の一に該当したとき。
- (12) 前各号のほか町において債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

### 第3章 貸付手続等

#### (借入申請)

第14条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、地域総合整備資金借入申込書（様式第2）及び事業計画書（様式第3）に次に掲げる書類を添付して、町長に申込みを行わなければならない。

- (1) 事業者概要書（様式第4）
- (2) 設備投資及び資金調達計画書（様式第5）
- (3) 年度別損益・資金収支計画書（様式第6）
- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) 連帯保証予定者の地域総合整備資金貸付に係る意見書（様式第7）
- (6) その他貸付審査に当たり必要な補足資料

#### (貸付けの決定)

第15条 町長は、地域総合整備資金の貸付決定に当たっては、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査及び検討を参考にするものとする。

#### (貸付決定の通知等)

第16条 町長は、地域総合整備資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書（様式第8）を交付し、貸付けを行わないこと

を決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消)

第17条 町長は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考に  
するものとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

(貸付金の交付)

第18条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して、町長の指定する借  
入人名義の銀行口座への振込みの方法により行うものとする。

第4章 貸付金の管理

(貸付金の管理)

第19条 町長は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完  
了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて  
調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

第5章 事務の委託

(貸付等に係る事務の委託)

第20条 町長は、法令の定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支  
出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続)

第21条 前条に規定する委託に際しては、町長は、財団と委託契約を締結するもの  
とする。

第6章 雑則

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

様式第5(第14条関係)  
設備投資等及び資金調達計画書

年度第 回 年度目案件 貸付団体名

事業名		事業者名		(単位:百万円)				
費用区分	所要額	支払いベース					備考	
		年度	年度	年度	年度	年度		
設備投資等内訳 貸付対象事業費 設備の取得等	用地取得費 A							
	計 B							
付随費用	人件費							
	賃借料							
	保険料							
	固定資産税							
	支払金利							
	リース料							
計 C								
計(B+C) D								
貸付対象外事業費	用地取得費							
	消費税							
	計 E							
合計(D+E) F								
付随費用の比率(%)							C/K×100	

資金区分	調達額	年度					備考
		年度	年度	年度	年度	年度	
資金調達内訳 貸付対象事業費 対象借入総額	地域総合整備資金 G						保証料率 %
	民間金融機関等借入金						
	計 J						
計(G+J) K							
その他	借入金計						
	自己資金						
	その他 ( )						
計 L							
計(K+L) M						Dと一致すること	
貸付対象外事業費	借入金計						
	自己資金						
	その他 ( )						
計 N							
合計(M+N) O						Fと一致すること	
融資比率(%)							G/K×100

様式第1(第3条関係)

地域振興民間能力活用事業計画

年度第 回 新規・継続 案件 (単位:百万円)

(ふりがな) 貸付対象事業名 (民間プロジェクト名)				
貸付予定団体名(事業地域名)				
(ふりがな) 民間事業者名等				
連帯保証予定者名				
	総額	うち本年度分	うち 年度分	備考
設備投資総額 D				
貸付対象事業費 B (うち用地取得費) A	( )	( )	( )	
対象借入総額 E+H				
ふるさと融資希望額 E (ふるさと融資比率)	( %)	( %)	( %)	
協調融資額 H				
貸付対象事業の概要 (着工 年 月 ~ 完成 年 月)				
敷地(開発)面積 m <sup>2</sup> (うち賃借面積 m <sup>2</sup> ) 建物構造				
建物延床面積 m <sup>2</sup> (うち賃借面積 m <sup>2</sup> )				
当該団体において支援しようとする趣旨・目的				
当該事業の基本計画等での位置付け等				
当該事業による地域の振興効果等				
稼働時における新規雇用者増加数 人( 年 月 日稼働予定)				
(うち直接雇用者増加数 人、 うち間接雇用者増加数 人)				
当該事業地の状況	類似団体の類型	財政力指数		
人 口 人	高齢化率 %	人口増加率 %		
過疎地域等地域指定の状況				
貸付団体の財政状況	標準財政規模			百万円
経常収支比率 %	公債費比率 %	財政力指数		

年 月 日

東 浦 町 長

郵便番号  
住 所  
申請者 名 称  
代表者名  
電話番号

地 域 総 合 整 備 資 金 借 入 申 込 書

地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり  
借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、財団法人地域総合整備財団が下記借入に係る総合  
的な調査・検討を行うことを了承します。

記

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 貸付対象事業 ○ ○ ○ ○ 事業  
(事業内容については、別添「事業計画書」のとおり。)
- 3 連帯保証予定者名  
法人名 (取扱店名)
- 4 添付書類
  - ① 事業者概要
  - ② 設備投資及び資金調達計画書
  - ③ 年度別損益・資金収支計画書
  - ④ 地域総合整備資金貸付に係る意見書
  - ⑤ ○○期、○○期、○○期、損益計算書及び貸借対照表
  - ⑥ ○○

様式第3(第14条関係)

事業計画書

(ふりがな) 貸付対象事業名			
(ふりがな) 民間事業者名等			
貸付対象事業地			
工期	着工	年 月 日、完成	年 月 日
稼働予定年月日	年 月 日		
貸付対象事業を含む全体事業の概要及び当該民間事業者等の事業展開戦略上の位置付け			
貸付対象事業の内容			
敷地(開発)面積	m <sup>2</sup> (うち賃借面積	m <sup>2</sup> ) 建物構造	
建物延床面積	m <sup>2</sup> (うち賃借面積	m <sup>2</sup> )	
雇用効果	新規雇用増加数	稼働時	人
	うち直接雇用	稼働時	人、間接雇用 稼働時 人
その他関連事業の内容			
地域振興の効果及び当該地域との今後の関係についての考え方			

1 事業者概要書

年度第 回 新規・継続 案件 貸付団体名

(ふりがな) 貸付対象事業名								
(ふりがな) 民間事業者等名								
代表者名		略歴 ( 年生) 兼職						
役員								
資本金等 従業員数		百万円 名(うち正規 名、臨時 名)				設立年月日 創業年月日		
本社所在地								
出資構成								
主要事業の概要								
主要仕入先				主要販売先				
部門別 売上高 推移	決算期(年/月)		/ 期(比率)		/ 期(比率)		/ 期(比率)	
	1対象事業部門( )		( %)		( %)		( %)	
	2		( %)		( %)		( %)	
	3		( %)		( %)		( %)	
	4		( %)		( %)		( %)	
	5		( %)		( %)		( %)	
	その他共合計		( %)		( %)		( %)	
損益状況	売上高	売上総利益	営業利益(同利益率)	経常利益	税引後利益	繰越利益	減価償却	
/ 期								
/ 期								
/ 期								
次期見込								
	流動資産 (うち預現金)	( )	流動負債 (うち借入金)	( )	借入金 残高 / 期	金融機関等	借入	
	固定資産						長期	短期
	繰延資産							
	資産合計							
特記事項等	減価償却の方法 (定率法、定額法)							

東 浦 町 長

住 所  
連帯保証予定者 名 称  
代表者名

地域総合整備資金貸付に係る意見書

が実施する  
事業についての

当 の意見は別紙のとおりです。

なお、 に対する債権保全のために、貴町に損失補償を要求することはありませんので、念のため申し添えます。

様式第 7 (別紙) (第 14 条 関 係)

連帯保証予定者	
事 業 名	
事 業 者 名	

項 目	意 見
1 事業者の業績及び業況	
2 本プロジェクトの妥当性	
3 総合所見	

第 号  
年 月 日

様

東 浦 町 長

地域総合整備資金貸付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった標記資金の貸付については、下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

記

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 貸付対象事業
- 3 貸付年度 年度
- 4 連帯保証者 住 所  
氏 名